IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能専用アプリケーション利用規約 2020 年 6 月 11 日現在

~2020年6月10日

2020年6月11日~

(規約の制定と目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「当社」といいます。) は、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能専用アプリケーション利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約を遵守することを条件として、IPoE(IPv4 overIPv6)接続機能契約を締結していただいた契約者に対し、「OCN v6 アルファ アプリケーション」(以下、「本アプリケーション」といいます。)を提供します。

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 | |
|----------------|---|--|
| IPoE(IPv4 over | I P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコン | |
| IPv6)接続機能 | ピュータ通信網サービスの付加機能(料金表第1表に規定す | |
| | るIPoE(IPv4 over IPv6)接続 <mark>機能</mark> に限ります。) | |
| OCN v6アルファ | 当社が、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能契約者向けに、提供 | |
| アプリケーション | するアプリケーションであって、契約者が以下に掲げる情報 | |
| | 等を把握出来るもの。 | |
| | (1) <u>IPoE(IPv4 over IPv6)接続</u> によるインターネット通信量 | |
| | | |
| | (2) <u>IPoE(v4 over v6)接続機能対応機器</u> のWi-Fi環境下にあ | |
| | るネットワークにて接続する通信機器及びその機器のセキュ | |
| | リティ状況 | |
| | (3)その他、IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能に係る内容で、 | |
| | 当社が必要と判断したもの | |

(規約の制定と目的)

第1条 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「当社」といいます。)は、IPOE(IPv4 over IPv6)接続機能専用アプリケーション利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、本規約を遵守することを条件として、 I P通信網サービス契約約款 に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能(OCN v6アルファに 限ります。)に関する契約を締結していただいた契約者に対し、「OCN v6 アルファ アプリケーション」(以下、「本アプリケーション」といいます。)を提供します。

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 | |
|------------|---|--|
| OCN v6アルファ | I P通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコン | |
| | ピュータ通信網サービスの付加機能(料金表第1表に規定す | |
| | るIPoE(IPv4 over IPv6)接続に限ります。) | |
| OCN v6アルファ | 当社が、OCN v6アルファ契約者向けに、提供するアプリケー | |
| アプリケーション | ションであって、契約者が以下に掲げる情報等を把握出来る | |
| | もの。 | |
| | (1) IPv4 over IPv6(IPoE)タイプによるインターネット通信 | |
| | 量 | |
| | (2) <u>OCN v6アルファ対応機器(ルーター01)</u> のWi-Fi環境下 | |
| | にあるネットワークにて接続する通信機器及びその機器のセ | |
| | キュリティ状況 | |
| | (3)その他、OCN v6アルファに係る内容で、当社が必要と判 | |
| | 断したもの | |

| ~2020年6月10日 | 2020年6月11日~ |
|-------------|---|
| | |
| | 附 則(令和2年6月4日 PS事推第00655997号) |
| | (実施期日) |
| | 1 この改正規定は、令和2年6月11日から実施します。 |
| | (経過措置) |
| | 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本契約の料金その他 |
| | の債務については、なお従前のとおりとします。 |
| | 3 この改正規定実施前にその事由が生じた本契約に関する損害賠償の取り扱いについ |
| | ては、なお従前のとおりとします。 |